

ペルー産ヨーロッパぶどうの 生果実の輸入解禁について

(植物防疫法施行規則の一部改正案及びペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう(ウィティス・ウィニフェラに限る。)の生果実に係る農林水産大臣が定める基準の制定に関する公聴会)

技術説明資料

令和5年2月
農林水産省
横浜植物防疫所

ペルー産ヨーロッパぶどうの生果実について



- 学名 : *Vitis vinifera*
- 主な収穫時期 : 10～2月
- 栽培品種 : Red Globe、
IFG Ten
(Sweet Globe)、
Crimson Seedless
等

(ペルー農業検疫局より)

ペルーにおけるヨーロッパぶどうの主な輸出先と輸出量

(単位:千トン)

輸出先国	2019/2020	2020/2021	2021/2022
アメリカ	162	194	223
オランダ	53	68	74
中国	53	54	69
メキシコ	18	19	30
韓国	9	7	16
カナダ	12	15	16
輸出量合計	401	470	547

(ペルー農業検疫局より)

チチュウカイミバエについて



かんきつ類等の生果実に甚大な被害を及ぼす害虫として知られている。

幼虫が果実内部を食害すると腐敗・落果し、ひどい場合には収穫皆無となる。

【発生地域】

ヨーロッパ、中東、アフリカ、ハワイ、中南米(ペルー等)、オーストラリア等

【主な寄主植物】

かんきつ類、さくらんぼ、もも、りんご、なし、ぶどう、パパイア、マンゴウ、ブルーベリー、なす、アボカド等



ミナミアメリカミバエについて

成虫



ばんじろう、マンゴウ、みかん属及びさくら属の果実で被害が大きい。

幼虫が果実内部を食害すると腐敗・落果し、収量が減少する。

【発生地域】

中南米(ペルー等)

【主な寄主植物】

ぶどう、ばんじろう、もも、オレンジ、マンゴウ等

3齢幼虫



ペルー側からの輸入解禁要請

- 平成17年5月、ペルー側から、同国産ぶどうの生果実について輸入解禁要請
- 平成29年11月、ペルー側から、チチュウカイミバエとミナミアメリカミバエの低温耐性比較試験報告書の提出
- 令和3年6月、ペルー側から、同国産ヨーロッパぶどうの生果実について、低温最耐性ミバエ種であるチチュウカイミバエに対する検疫措置として、国際植物防疫条約に基づく国際基準 (ISPM) の低温処理条件の適用を要請

チチュウカイミバエとミナミアメリカミバエの 低温耐性比較試験

2.2℃低温処理における処理日数ごとの各ミバエ種の補正死亡率(%)
(うんしゅうみかんに寄生させて2反復実施、各試験区2,000頭規模)

処理日数	ミナミアメリカミバエ			チチュウカイミバエ
	卵	若齢(1齢、 2齢) 幼虫	老齢(3齢) 幼虫	老齢(3齢) 幼虫
2	100.0	86.7	22.6	12.0
4	100.0	98.6	35.4	15.9
6	100.0	99.7	73.2	47.3
8	100.0	100.0	91.0	86.7
10	100.0	100.0	98.0	95.6
12	100.0	100.0	99.8	97.3
14	100.0	100.0	100.0	99.8

ミナミアメリカミバエの全ての発育ステージよりも
チチュウカイミバエ老齢幼虫の低温耐性が高い

低温処理に対して耐性の高いチチュウカイミバエに対する

国際基準 (ISPM) の低温処理条件 の適用

国際植物防疫条約 (IPPC)

International Plant Protection Convention

1 目的

- 植物病害虫のまん延及び侵入を防止し、病害虫の防除措置を促進するため、共同で有効な措置を確保

2 主な活動

- **国際基準 (ISPM) の採択** 及びその実施支援
- その他条約の目的達成のために必要な活動

(途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有、紛争の解決、電子証明の構築など)

3 組織

- 令和5年1月現在、184の国と地域が加盟 (我が国は昭和27年の発効時から加盟)
- 事務局は国際連合食糧農業機関 (FAO) 本部 (ローマ) に設置

IPPCの国際基準 (ISPM)

(International Standards for Phytosanitary Measures)

- ISPMは国際植物防疫条約 (IPPC) に基づき作成される植物検疫措置に関する国際基準
- WTO加盟国は、**国際的な基準がある場合には、自国の植物検疫措置を当該国際基準 (ISPMを含む) に基づいてとらなければならない (shall base)** (SPS協定3条の1)
- ISPMに基づいた検疫措置とすることでその措置の正当性を主張することが可能

基本原則

植物検疫の原則 (ISPM1)、植物検疫用語集 (ISPM5)

リスク分析

病害虫リスクアナリシス (PRA) の枠組み (ISPM2)
検疫有害動植物のためのPRA (ISPM11)

輸入規制

規制有害動植物リストの指針 (ISPM19)、輸入規制制度の指針 (ISPM20)

病害虫管理

病害虫無発生地域設定の要件 (ISPM4)
病害虫理リスク管理のためのシステムズアプローチ (ISPM14)
規制有害動植物に対する植物検疫処理 (ISPM28)

ISPM28 規制有害動植物に対する 植物検疫処理

- 植物検疫処理の国際的調和を図るために策定
- 令和5年1月現在、ISPM28 付属書(ANNEX)として、44本の植物検疫処理基準が採択

〔放射線照射処理基準22本〕

チチュウカイミバエ、コドリングア、コナカイガラムシ等に対する放射線照射処理

〔低温処理基準14本〕

チチュウカイミバエ、クインスランドミバエに対する低温処理

・ANNEX36: チチュウカイミバエに対する *Vitis vinifera* の低温処理 等

〔蒸熱処理基準5本〕

ウリミバエ、チチュウカイミバエ等に対する蒸熱処理

〔蒸熱処理＋ガス置換処理基準1本〕

コドリングア、ナシヒメシンクイに対するりんご、ももの蒸熱処理＋ガス置換処理

〔フッ化スルフリルくん蒸処理基準2本〕

木材害虫に対するフッ化スルフリルくん蒸処理

■ チチュウカイミバエに対する *Vitis vinifera* の低温処理 (ANNEX36)

〔概要〕

- ・対象害虫：チチュウカイミバエ
- ・対象品目：*Vitis vinifera* (ヨーロッパぶどう)の果実
- ・処理条件：低温処理 1°C以下・16日間
2°C以下・18日間
3°C以下・20日間

日本側植物検疫専門家による現地確認調査

- 令和4年9月に日本側専門家2名がペルーで現地確認調査を実施
- 植物検疫処理（低温処理）及び輸出検査が適切に行われる体制が整っており、措置の実行可能性に問題がないことを確認

まとめ

- ペルー産ヨーロッパぶどうの生果実について、国際基準(ISPM28 ANNEX36)を適用した検疫措置が実施されれば、チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエがペルー産ヨーロッパぶどうを経路として日本に侵入する恐れは無視できる程度であると判断する

・ANNEX36: *Vitis vinifera* の低温処理

1°C以下・16日間
2°C以下・18日間
3°C以下・20日間